

## 令和元年度

### 第27回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和元年9月10日(火曜日) 13時00分 開会  
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農用地利用集積計画について

出席委員（17名）

1番	宇治田清治	12番	藤井 高
2番	山本 宏一	13番	廣井 伸多
3番	土橋 ひさ	14番	辻本 傑
5番	曾根 光彦	15番	吉川 松男
6番	坂東 紀好	16番	大河内壽一
7番	吉中 雅三	17番	山本 茂樹
8番	湯川 徳弘	18番	谷河 績
10番	岩橋 章	19番	中村 弘
11番	和田 好夫		

欠席委員（1名）

4番 有本 太一

出席職員

農業委員会事務局

局 長	東山 雅彦
課 長	奥谷 知彦
副 課 長	清瀧 篤樹
班 長	中川 拓哉
事務主査	中村 純也
事務主査	花谷 志津香
事務副主任	東 健太

13時00分 開会

◆東山局長 それでは、定刻が参りましたので、第27回農業委員会総会を開催いたします。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） 去る8月24日に行いました農地パトロールにご出席された委員の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

ただいまより、第27回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は18名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る8月28日、吉中委員、廣井委員、吉川委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、有本委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、辻本委員、山本茂樹委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆花谷主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、14件ありました。内容は全て相続による所有権の取得です。

また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。以上

です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

◆2番（山本宏一） 確認事項ですが、先日農地パトロールを行った際、荒れている農地が多くありました。その中に県外・市外の方が農地相続されたところがある。農地相続するときは農業するというので相続すると思うが、市外の方の場合に、どのように来るのか等思う件もあり、結果的に荒れてしまっているところが多々ある。また、議案1号でも相続税納税猶予の案件があるが、相続税猶予を受けていながら農業できていないところがあると思う。これは困ったことであり、相続するときに相続人さんに農業をする旨の念書を提出してもらうとか、農地が荒れないようにするため何かしていることがありますか。

◆中川班長 番外、説明します。

今回の案件につきましては、相続税猶予の案件ではなくて、単に相続しましたという報告の案件になっています。後ほど納税猶予の案件が別にあります。市外の方で農地を相続される方々で決められたことについては、受付できないということはないので市外の方が相続人になる場合がある。届出書のなかで相続人さん自らが耕作できない場合のために、農地利用について、あっせん希望の有無の記入をお願いしています。調整区域の農地については、あっせん希望であれば調整させていただいています。

◆会長（谷河 績）例えばNo. 13の・・・はどうなっていますか。

◆中川班長 番外、説明します。こちらについては、航空写真で見ると平たく整地されたところで、草等は生えてなく管理されている状況です。ただ、市街化区域であり、農業委員会から積極的にあつせん等がないところですし、相続人の方からもあつせん希望なしということでもあります。

◆2番（山本宏一） 耕作放棄地になったら困る。所有者が亡くなったときに、相続人が市外に出てしまっていたり、農業をする後継者がいないという状況のなか、耕作放棄地が増える要素はあっても減る要素はない。そのままにしておいてはいけないと思うので、税法との関係もあると思いますが農地問題調査研究小委員会で検討していただきたい。

◆会長（谷河 績）わかりました。農地問題調査研究小委員会で検討することとします。

◆6番（坂東紀好）この相続の届出は義務であるが、内容について厳しくチェックすると、相続登記をしないで誰が所有者なのか分からない農地が増加している現状で、届出をしない人が増えてしまうのではないかと思われるので、総合的な視点で考えないといけないと思います。

◆会長（谷河 績）山本委員、坂東委員の意見をふまえて、事務局として検討してください。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

来月の総会後に、3条についての3年誓約をどうするか、下限面積をどうするかについて農地問題調査研究小委員会を開催しようと考えています。その会議のなかで、

今発言があった件についても検討していただけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◆会長（谷河 績）来月総会後に農地問題調査研究小委員会を行い、3年誓約、下限面積と共に、この件についても検討したいと思います。ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で2件ありました。No. 1は利用権に関する解約で、議案第2号3条許可申請No. 6に関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績）この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法施行規則第29条第1号の規定する農業用施設の届出が1件ありました。

No. 1申請地は岡崎地区・・・、東部サービスセンターの・・・に位置します。申請人は、経営面積・・・㎡を有する・・・です。県道拡幅に伴い、現在の・・・を移設する必要が出てきたため、本届出に至りました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で6件ありました。令和元年8月9日付、20日付、29日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で6件ありました。令和元年8月9日付、20日付、29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 1は開発許可済で、No. 3は使用貸借権の設定です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆花谷主査 番外、説明します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第

1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請があったものです。相続人から耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

この相続税納税猶予の相続人は・・・だが、耕作についてはどうなっていますか。

◆中川班長 番外、説明します。

相続人は、・・・でも耕作されている方ですし、現地についても耕作されている状況になっていますので、通作して耕作される予定かと思われれます。

◆会長（谷河 績） ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で9件ありました。

No. 1からNo. 9については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

なお、No. 6は報告事項 農地法第18条第6項の通知No. 1と関連しています。また、No. 6とNo. 7は、交換による所有権移転であり、No. 6は貸借権にて耕作を行っていた土地を譲り受けるも

ので、No. 7は事業規模の拡大を目的としたものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆3番（土橋ひさ） No. 8について、譲渡人は、貸借していた農地を合意解約されて、その後・・・に譲るようになって土地の交換もしてというお話ですが、・・・に・・・をして農業を守るための準備しているということなのですか。

◆東事務副主任 番外、説明します。

・・・の制度を利用したというような話はありませんでしたが、事前の後継者に名義を変更していくということを聞いております。

◆3番（土橋ひさ） 貸し借りも解約して、・・・の代になってもちょうと農業ができるようにしていきたいということですよ。次の世代のためにこのように準備していかれるのは、すごい事だと思います。今・・・の制度はないのですか。

◆東事務副主任 番外、説明します。

・・・という制度がございます。譲受人について、いくつかの条件がありますが、条件を満たせば制度を利用することは可能です。今回の譲受人については・・・。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について何か他にございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆東事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので、併せてご覧ください。

No. 1申請地は、山口地区・・・、山口小学校の・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内があるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であるため、不許可の例外に該当します。耕作地に近く、・・・が所有している当該申請地を・・・として転用しようとするものです。なお、使用貸借権の設定で、・・・年・・・月・・・日付農用地区域除外済みです。

No. 2申請地は、川永地区・・・、誠佑記念病院の・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでおり、当該申請地を、近隣で・・・を行っている・・・の従業員用駐車場として貸し出すため、申請するものです。なお、・・・は賃貸借権の設定で、その他の土地は所有権の移転です。

No. 3申請地は、西和佐地区・・・、河南総合体育館から・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であるため、不許可の例外に該当します。申請者は、・・・であり、その製品の貯蔵・配送を担当しています。受注数が増えたことにより、保管スペースが不足したため、・・・の敷地に隣接する当該申請地を倉庫及び資材置場として転用しようとするものです。なお、賃貸借権の設定で、・・・年・・・月・・・日付農用地

区域除外済みです。また、開発許可申請中です。

No. 4申請地は、西和佐地区・・・、和歌山インターチェンジの出入り口から・・・に位置し、高速道路インターチェンジの出入り口からおおむね300m以内に位置するため、第3種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでおります。現在駐車場として借りている土地を返すこととなったため、会社の敷地に隣接する当該申請地を新たに駐車場として転用しようとするものです。

No. 5申請地は、安原地区・・・、智辯学園和歌山中学校・高等学校の・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでおり、隣接地にて・・・を既に行っていますが、昨年台風により・・・の一部が破損し、・・・が低下することとなりました。また、同じく昨年台風により、隣接事業地の斜面の一部が崩れ、当該申請地へと土砂の流出が起こったとのこと。今回の申請は、既存事業地の隣接農地を・・・として転用することで・・・の回復及土砂崩れの影響を受けた農地への対応を行うとするものです。

No. 6申請地は、安原地区・・・、岡崎前駅から・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があり、第3種農地に該当します。申請者は、現在・・・に住んでいますが、・・・の実家に近い当該申請地に住宅を建てるため申請するものです。

No. 5につきましては、宇治田委員、有本委員、岩橋委員と現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、担当の委員か

ら報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 5につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので廣井委員さん報告願います。

◆13番（廣井伸多） 議案第3号No. 5についてご報告いたします。去る8月28日に吉川委員、吉中委員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請地は、5筆計・・・㎡で智辯学園の・・・、県道・・・線を西へ入った位置にある2種農地で、近くには・・・があります。申請人の・・・は、・・・に本社を置き、平成・・・年・・・月・・・日に設立され資本金・・・円、従業員数は・・・人、年間売上額・・・円、事業内容は・・・です。

申請人は、本申請地北続きの山林に・・・を設置していましたが、昨年大型台風による自然災害により本申請地側へ土砂崩落が起き、大量の土砂が流出しました。表面にある土砂は申請人側で取り除きましたが、除去しきれない小石等により水田が出来る状態でなく、高齢であり後継者もない譲渡人から本申請地の購入の依頼を受けました。一時は天災に起因する状況のため、免責にあたり購入依頼を断る方向でしたが、前述の・・・を購入した際に地元の方々にお世話になった事の恩返しの意味や既存の・・・との位置関係から、他の土地で新規に事業を行うよりも、既存設備と一括して管理を行えるメリットを考慮して本申請に至りました。

今回の設備は・・・、・・・を予定しています。申請地は盛り土のみを行い、排水は雨水のみで、自然浸透と・・・管轄の水路に放流予定です。また、同水利組合と隣接同意を得ております。

現地調査時に疑問に感じた申請地以外の水田を通行しなければならない進入路をどうするかは、既存の設備がある北側山林の斜面に仮設の昇降台を設置し、そこから機材の搬入を行うとの事でした。

もうひとつの懸念である大雨による崩落対策については現行山間通路に勾配をつけ、通路沿いに40cmから70cmの高さの壁を作り調整池代わりの深さ5mの水槽に雨水を誘導するようにしました。今のところ新たな崩落は起きておりません。更にはイノシシよけフェンスを設置し機材の損傷防止と水田への侵入に配慮をしています。以上のことから、特に問題はないと思われませんが皆様の慎重なご審議の程よろしくお願いたします。以上報告終わります。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第3号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆花谷主査 番外、説明します。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が3件ございました。賃借権が1件、使用賃借権が2件の設定です。賃借期間は議案書のとおりです。設定面積は、田が3,969㎡、畑が3,006㎡計6,975㎡です。うち農地中間管理事業による設定はありませんでした。なお、No.1及びNo.2については新規就農となり、現地調査並び

に事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No.1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので吉川委員さん報告願います。

◆15番（吉川松男） 議案第4号No.1についてご報告いたします。去る8月28日、吉中委員、廣井委員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請地は、・・・です。布引の・・・の土地を、申請人である・・・が新規就農し、ショウガ、大根、小松菜等を作るそうです。現在・・・に栽培を教えてもらいながら作業をしています。申請人の・・・と・・・が・・・であり、・・・が・・・ため、・・・を後継者として今後・・・の土地を引き継いでいくそうです。なかなかの好青年で充分引き継いでいけると思われますので、皆様方のご審議をよろしくお願いたします。以上報告終わります。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。No.2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので吉中委員さん報告願います。

◆7番（吉中雄三） 議案第4号No.2についてご報告いたします。去る8月28日、吉川委員、廣井委員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。事情聴取には安原地区担当の松尾推進委員にも加わっていただきました。

申請地は、・・・の・・・にあり、現地の状態は、地目は畑ですが現況は山林化しており隣接地との境界も判別しずらく周囲全体が山林化していました。申請地の一部に畦を立てて作付け可能な状態にしています。申請地は東向きで日当たりは良好で

した。問題は・・・までしか軽四輪自動車が入らず、そこから申請地まで・・・を徒歩で行かなくてはならず、耕作にはたいへん苦勞すると思いました。

事情聴取については、利用権設定調査書に従い説明します。動機については、以前から和歌山で仕事がしたいと思っており、現在は・・・に住み、・・・の農家で働いているが、農業に興味をわき自分で農業を経営したくなったとのことです。また、貸人との関係について、借人の・・・にあたるとのことです。以前の職業は、・・・のものづくりの会社で働いていたとのことです。作付け・販売計画について、作付け作物は白菜、ブロッコリー、人参、レタス等々を有機栽培で行うとのこと。販売方法は、インターネットや・・・へ出荷とのこと。農機具の保有状況はトラクターはレンタルで、小型野菜管理機所有。また、今後の目標等については、・・・を申請し経営を安定化して、経営規模を拡大して自立できる農業をめざして、もっと農業をアピールしたいとのことでした。

現調委員の意見としては、全体が山林化していることと、進入路が狭く距離もあるため、営農が困難視されますが、本人が・・・歳と若く耕作意欲があるため、やむをえない事案だと思いました。皆様方のご審議をよろしく願います。なお、事務局にお願いですが3年位の追跡調査をお願いしたいと思います。以上報告終わります。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第4号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆3番（土橋ひさ）・・・は、どのよう

なことをしているところですか。

◆中川班長 番外、説明します。

・・・を営んでいる・・・は、・・・を行っている会社になっています。

◆6番（坂東紀好） 議案については反対はないのですが、新規就農者を応援したい気持ちもあるなかで、農外収入があれば別の話だがこの面積、この作物などの耕作条件からして非常に厳しい状況が目につかれます。農業を始めることについて、やめた方が良いとは言えないし、その意欲をかうなかで、市の利用権設定以外にも中間管理機構もあるので、良い耕作地を提供していった経営が安定するように、地域の担い手としてがんばってくれる人の応援を農業委員会だけでなく中間管理機構もあわせたなかでやっていかないといけない。この厳しい条件でやっていくとなっても生活できないと始まらないが、農業が魅力でやっていこうとする意欲もかってあげないといけない。今聞いていくなかで技術を勉強しているということだが、まだセミプロみたいな方なので、この面積で生活していくというのは通常考えても非常に厳しいです。そのことも含めて相談にのってあげること、ハイハイと受けるのではなく、少し待って考えてということもしていかないといけない。この若い方の意欲は分かるが、過去のケースでもあるが、先ほど意見があったように経過を見ていく、引き続き農業を続けてやっていくのか、できているのかという後のことを見ていくことが大切で、機械的に受け付けたら良いという部分ではないと思うので、今後どう育てていくということを考えていくことが大事になってくると思うのでよろしく願います。

◆会長（谷河 績） 他にご意見ございませんか。

◆7番（吉中雄三） 議案第4号No. 2は道も狭く大変な農地で、採算が合うのかと危惧されるのですが、本人に聞いたところ、「します」とのことでした。

◆中川班長 番外、説明します。

先ほど話がありましたように、地元の農地利用最適化推進委員さんも他にもっと耕作しやすい農地がないか探していただけるといことがありますので、地元の推進委員さんと協力しながら、フォローと新しい農地も探していけたらと考えていますのでよろしくをお願いします。

◆副会長（山本茂樹） 議案第4号No. 2の方は、周辺農地に影響を与えないようにあえてそこを選んでいると前に聞いたのですが。

◆中川班長 番外、説明します。

有機農業をしたいので、結果的にはそのような場所で良かったのかなという話がありますが、本人と面接するなかで、本人さんももう少しやり易いところがあればという意向はありました。

◆7番（吉中雄三） 面接のなかで制度資金の利用の話があったが、耕作しないと利用できないのですか。

◆中川班長 番外、説明します。

計画が整っていないといけないので、この農地の耕作面積だけで、きちっとした計画が立てれるかどうかというところになってこようかと思えますので、現時点では厳しいように思われます。

◆会長（谷河 績） これから耕作地を広げたいということですか。

◆中川班長 番外、説明します。

農地は広げていきたいとおっしゃっていました。今回、研修を受けて数か月しか経過していないところで、もう少し就農センターなどで研修をつままれてからの方が良いのではないかと話もしましたが、知り合いの農地を借りることになったこともあり、また意欲的ですので始めたいということで申請をされましたので受けることになりました。経験不足の方でありますので、今後も担当の委員さんとも相談しながらフォローと新しい農地も探していけたらと考えていますのでよろしくをお願いします。

◆会長（谷河 績） 事務局から話がありました。新規就農については、今後も継続して見守っていく、芽を摘んでしまわないようにということをご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について他にご意見ございませんか。

◆8番（湯川徳弘） 相続による耕作放棄以外に新規就農者の耕作放棄があります。肥料をしてからほったらかしになるので草が背高く茂っている。その他有機農業ということで畦の草も刈らないので地域の農地に迷惑がかかっている。新規就農者に対する指導など考えていただきたい。また一人でできる容量以上の面積を広げていく、しかも耕作の厳しいところがある。良い農地を借りて未来の農業につなげていけるのが理想である。この状況で新規就農者と地域の方で問題が起きている。未来の農業につなげていけるよう解決していただきたいと思います。

◆会長（谷河 績） 他にご意見ございま

せんか。

◆2番（山本宏一） 議案第4号No. 3  
の解除条件付使用貸借の解除条件とはどの  
ような条件ですか。

◆中川班長 番外、説明します。

解除条件付とは、耕作が適正にされてい  
ない場合、農業生産法人以外の一般法人に  
ついては解約できるという制約があること  
です。使用貸借をする条件として耕作が適  
正にされていない場合、一方的に解除され  
ても仕方がないという約束事をしたうえで  
の貸借になっています。

◆会長（谷河 績） 他にご意見ございま  
せんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます  
ので、議案第4号は可決と決定しました。

議案については以上です。その他、何か  
ございせんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようございま  
すので第27回総会を閉会いたします。長  
時間どうもありがとうございました。

13時50分 閉会